

令和4年6月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件  
(うちガストーチ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 8件  
(うちルーター(パソコン周辺機器)1件、  
液晶ディスプレイモニター1件、コーヒーメーカー1件、  
電動アシスト自転車1件、食器洗い乾燥機(ビルトイン式)1件、  
携帯型電気冷蔵庫(充電式)1件、扇風機1件、  
電気ストーブ(カーボンヒーター)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 石田、鈴木、笹島

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200179	令和4年5月24日	令和4年6月10日	ガストーチ	ER-GSTH	株式会社イーラリー (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故  
該当案件なし

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200172	令和4年5月26日	令和4年6月9日	ルーター(パソコン周辺機器)	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200173	令和4年5月24日	令和4年6月9日	液晶ディスプレイモニター	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202200174	令和4年4月22日	令和4年6月9日	コーヒーマーカー	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	令和4年5月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年5月31日
A202200175	令和4年1月14日	令和4年6月9日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で上り坂を走行中、バランスを崩し、転倒、腰を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年6月2日
A202200176	令和4年5月17日	令和4年6月9日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	青森県	製造から10年以上経過した製品 令和4年6月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202200177	令和4年5月28日	令和4年6月10日	携帯型電気冷蔵庫(充電式)	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	令和4年6月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202200178	令和4年6月2日	令和4年6月10日	扇風機	火災 軽傷1名	異臭が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	製造から10年以上経過した製品
A202200180	令和4年5月18日	令和4年6月10日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	火災	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和4年6月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし